

令和7年度
請求にあたっての留意点について

労災診療費算定実務研修会
佐賀労働局労働基準部 労災補償課
令和7年10月23日

その1

労災保険とは

その2

主な労災保険取扱様式

その3

算定に係る留意事項

査定事例

労災保険とは

労災保険とは...

労働者が、業務や通勤が原因でケガをしたり病気になった場合、また、不幸にして亡くなった場合などに、本人や遺族が保険給付や支援を受けられる仕組み

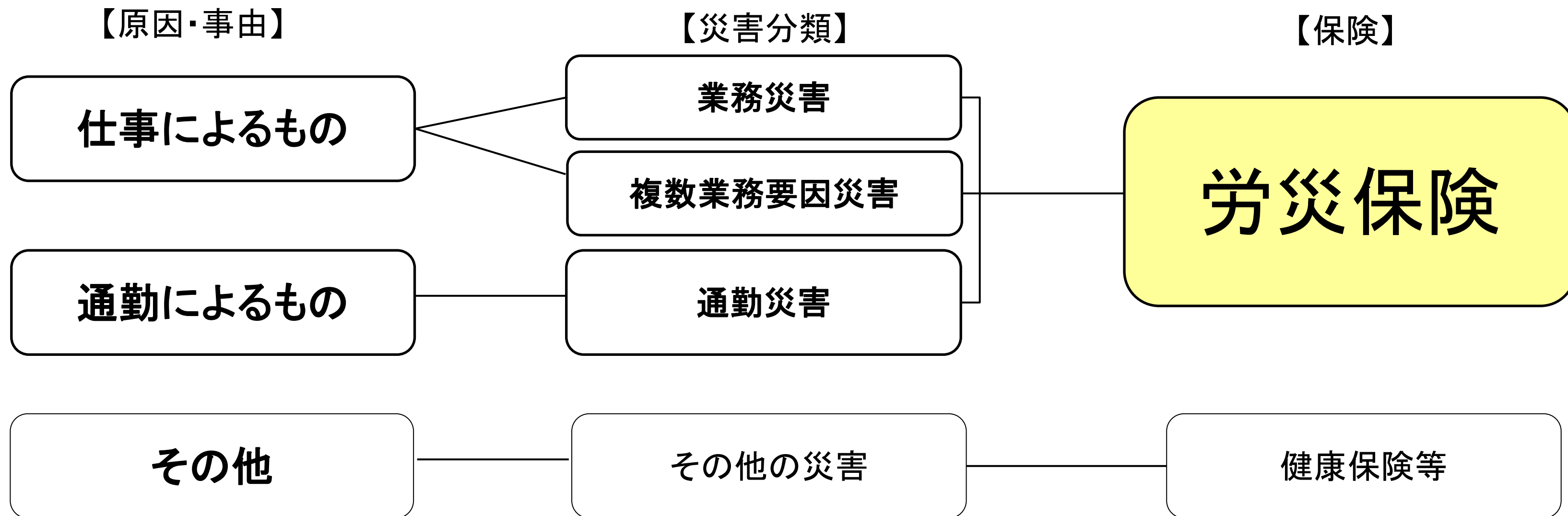
労働者災害補償保険法

第1条 労働者災害補償保険は、業務上の事由、事業主が同一人でない二以上の事業に使用される労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、業務上の事由、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図り、もつて労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

業務災害と通勤災害

労働者災害補償保険法(再掲)

第1条 労働者災害補償保険は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して…必要な保険給付を行い、…

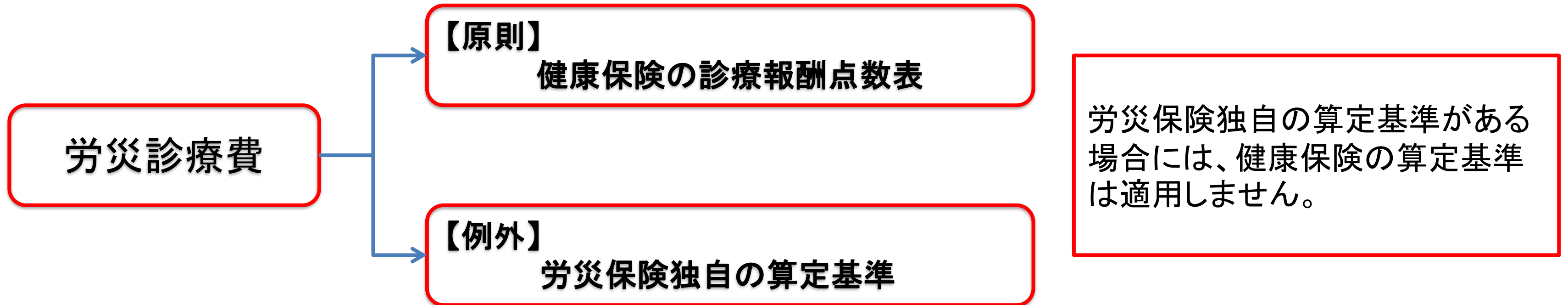


※ 業務災害、複数業務要因災害又は通勤災害以外が原因の場合(私傷病)、労災保険からは給付できません。

※ 複数業務要因災害とは、複数の事業場の業務を要因とする傷病等(脳・心臓疾患や精神障害)のことをいいます。

労災診療費算定基準について

【労災診療費算定基準の仕組み】



(※非指定医療機関に受診した場合の療養の費用の支給限度額の算定についても、同様となる。)

昭和51年1月13日基発第72号「労災診療費算定基準について」
(最終改正：令和7年3月25日基発0325第1号)

労働者災害補償保険法の規定による療養の給付に要する診療費の算定は、診療報酬の算定方法(平成20年3月5日厚生労働省告示第59号(最終改正：令和7年2月20日))の別表第一医科診療報酬点数表及び第二歯科診療報酬点数表の診療報酬点数に労災診療単価を乗じて行うものとする。

ただし、初診料、再診料、処置、手術、リハビリテーション料の一部及び入院基本料等の額又は点数は、次に定めるところによるものとする。

1 原則として健康保険に準拠

労災保険における療養の給付(診察、処置、薬剤等)の範囲は、療養上相当と認められるもの、すなわち、療養の効果が医学上一般的に認められるものであるものとされている。

→ 健康保険の保険給付に準拠

2 労災保険独自の取扱い(労災特掲項目の設定等)

労災保険における療養の給付は、健康保険の保険給付に準拠しつつも、労災保険制度の趣旨、目的の下、労災医療の特殊性等を考慮する必要がある診療行為について、次のような観点から独自の措置を講じている。

○労災診療の特殊性等を考慮した点数の評価

診療担当医師には、労災診療上、次のような判断が求められる。

- ・労災保険では、患者が業務上の災害であるか確認が求められること
- ・労災保険で療養継続中の者については治療効果の確認が求められ、治療効果が認められない場合には症状固定(治ゆ)の判断が求められること

○労働災害による傷病の複雑さ等を考慮した独自項目の設定、評価

- ・労働災害では、工場などでの四肢に係る重度の創傷が多い
- ・創面が広範囲に汚染され、それが深部にわたる 等

○被災労働者の早期職場復帰に資する独自項目の設定、評価

- ・被災労働者の労働能力の回復、早期職場復帰が目的

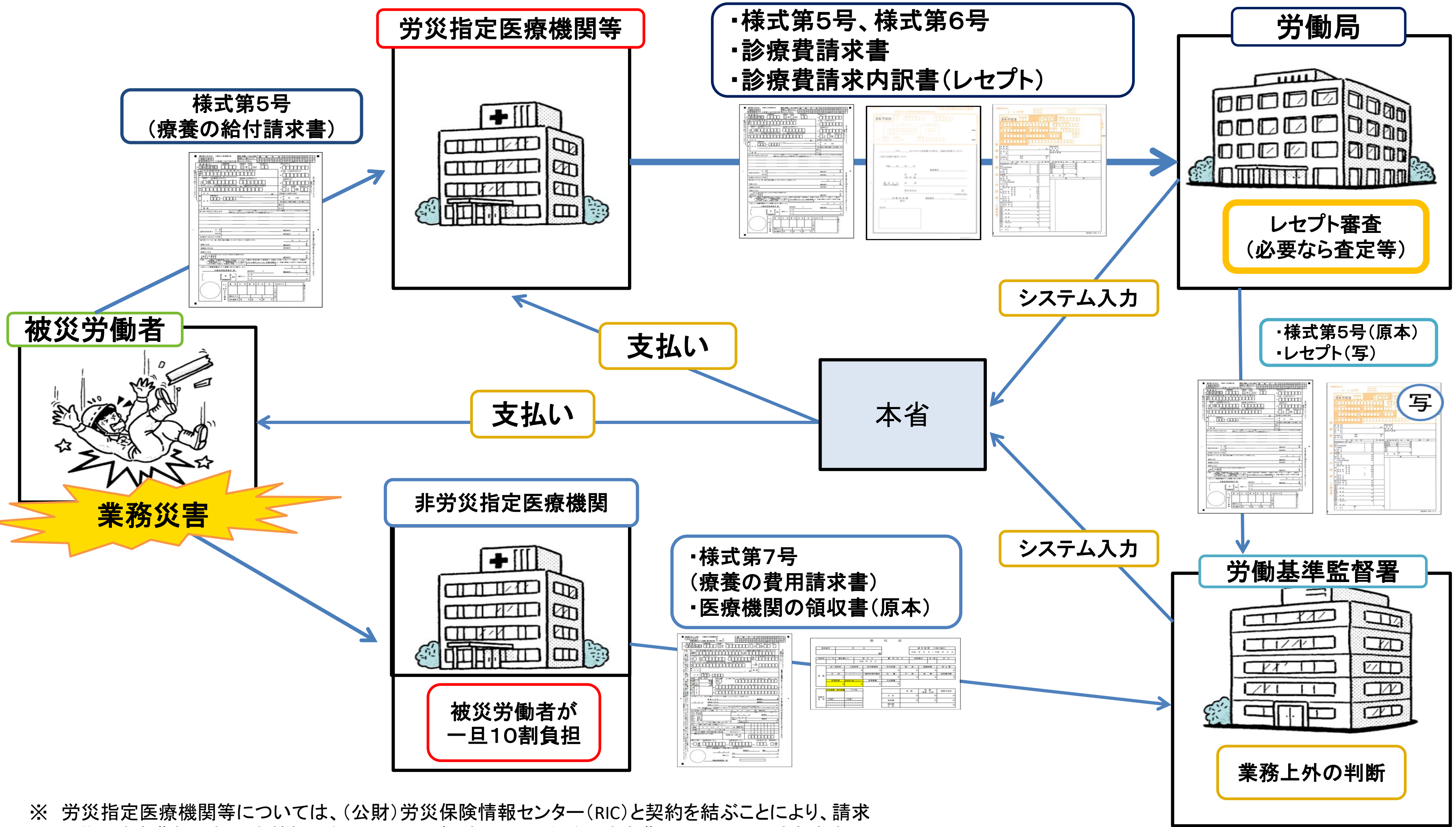
労災特掲項目の具体例

診療単価は1点12円
(健保は1点10円)
※非課税医療機関は11円50銭

四肢の傷病に係る手術等の加算 等

リハビリテーションに対する評価の充実、
職場復帰支援・療養指導料 等

請求から支払いまで



※ 労災指定医療機関等については、(公財)労災保険情報センター(RIC)と契約を結ぶことにより、請求した労災診療費相当額の立替払いを受けることができる。その場合、診療費はRICに対して支払われる。

主な労災保険取扱様式 について

労災指定医療機関で取扱う主な様式

名称	様式		どんな時	提出先
	業務災害	通勤災害		
(療養補償給付及び複数事業労働者) 療養給付たる療養の給付 請求書	様式第5号	様式第16号の3	災害発生時、最初の労災指定医療機関を受診する場合	患者から医療機関を經由し、佐賀労働局労災補償課分室へ提出
(療養補償給付及び複数事業労働者) 療養給付たる療養の給付を受ける指定病院等(変更)届	様式第6号	様式第16号の4	労災指定医療機関を変更する場合	患者から医療機関を經由し、佐賀労働局労災補償課分室へ提出
(療養補償給付及び複数事業労働者) 療養給付たる療養の費用 請求書	様式第7号(1)	様式第16号の5(1)	・治療用葬具や移送費の請求する場合 ・非指定医療機関の療養費を請求する場合	患者が所轄監督署へ提出
	様式第7号(2)	様式第16号の5(2)	非指定薬局用	患者が所轄監督署へ提出
	様式第7号(3)	様式第16号の5(3)	柔道整復師用	患者が所轄監督署へ提出
	様式第7号(4)	様式第16号の5(4)	はり・きゅう用	患者が所轄監督署へ提出
(休業補償給付支給請求書 複数事業労働者) 休業(補償)給付支給請求書	様式8号	様式第16号の6	休業給付を受ける場合	患者が所轄監督署へ提出
(障害補償給付 複数事業労働者) 障害(補償)給付支給請求書	診断書 障害(補償)等給付請求用		後遺症が残り障害の給付を受ける場合	患者が所轄監督署へ提出

療養給付たる療養の給付請求書

(業)様式第5号 (通)様式第16号の3

様式第5号

様式第5号(表面) 労働者災害補償保険 裏面に記載してある注意

業務災害用
複数事業場災害用
療養補償給付及び複数事業労働者
療養給付たる療養の給付請求書

事項をよく読んで、
記入してください。

①管轄同署	②業種別	③併留	④処理区分	④受付年月日
34590		1		
⑤労働者 氏名	⑥性別	⑦労働者の生年月日	⑧負傷又は発病年月日	⑨請求
⑩労働者 住所	⑪傷病の部位及び状態	⑫指定病院等の 名称	⑬傷病の発生状況	⑭事業主の氏名
⑮労働者 職業	⑯労働者の所属事業 場の名称・所在地	⑰事業主の氏名	⑱労働者の所属事業 場の名称・所在地	⑳労働者の所属事業 場の名称・所在地
上記により療養補償給付又は複数事業労働者療養給付たる療養の給付を請求します。				
労働基準監督署長 殿				
患者情報記入欄 (記入漏れに注意)				
支不支給決定決議書				

概要

業務中・通勤中に被災した労働者が、労災指定医療機関にこの様式を提出することで、治療費を支払うことなく療養に係る給付を受けることができる(現物給付)

文書料

取扱料として2,000円をレセプト請求可能(再発を除く)

注意

請求人=労災患者
住所、氏名等の記入漏れがないか確認

療養給付たる療養の給付を受ける指定病院等(変更)届 (業)様式第6号 (通)様式第16号の4

様式第6号

様式第6号(表面)

労働者災害補償保険

療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の給付を受ける指定病院等(変更)届

労働基準監督署長 殿

年 月 日

病 院
 診 療 所 経 由
 薬 局
 訪問看護事業者
 住 所
 届出人の
 氏 名

患者情報記入欄
(記入漏れに注意)

下記により療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の給付を受ける指定病院等を(変更するので)届けます。

① 労働保険番号				③ 氏名 (男・女)	④ 負傷又は発病年月日	
府県	所掌	管轄	基幹番号		枝番号	年 月 日
管轄局	種別	西暦年	番 号		午 前後 時 分頃	
② 年金証書の番号				生年月日	年 月 日 (歳)	
⑤ 災害の原因及び発生状況 (あ)どのような場所で(い)どのような作業をしているときに(う)どのような物又は環境に(え)どのような不安全な又は有害な状態があって(お)どのような災害が発生したかを簡明に記載すること。						
③の者については、④及び⑤に記載したとおりであることを証明します。						
年 月 日		事業の名称		電話()		
事業場の所在地						
事業主の氏名						
(法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)						
⑥ 指定病院等の変更	変更前の	名称	労働指定医番号			
	変更後の	名称				
	変更理由					
⑦	傷病補償年金又は複数事業労働者傷病年金の支給を受けることとなった後に療養の給付を受けようとする指定病院等の	名称				
⑧	傷 病 名					

転医前・転医後の医療機関を忘れず記入

概要

労災患者が、労災指定医療機関から別の労災指定医療機関に転医したとき、転医先医療機関に提出

文書料

取扱料は請求できない

注意

- 届出人＝労災患者
- 住所、氏名等の記入漏れがないか確認
- 変更前、変更後、変更理由も記入してもらう
- ★非指定医療機関からの転医は様式第5号を提出してもらう！

休業(補償)給付支給請求書

(業)様式第8号 (通)様式第16号の6

様式第8号

The form is divided into several sections:

- Section 1 (Top):** Personal information including name, address, and contact details. A red circle '1' is placed over the address field.
- Section 2 (Middle):** Employment information, including employer name, address, and dates of employment. A red circle '2' is placed over the employer name field.
- Section 3 (Bottom):** Medical treatment information, including dates of treatment, hospital name, and doctor's name. A red circle '3' is placed over the hospital name field.

概要

労災患者が、療養のため労働することができず、賃金を受けていないとき、休業4日目から休業(補償)給付が支給される

文書料

証明料として正本1部につき2,000円をレセプト請求可能

注意

①欄「療養のため労働できなかった期間」が記入されていることを確認し、②欄を医師にて証明

③欄「療養のため労働することができなかつたと認められる期間」は①欄の期間内で医師にて証明可能な期間を記入

障害(補償)給付支給請求書と診断書

(業)様式第10号 (通)様式第16号の7

様式第10号

様式第10号(表面)

労働者災害補償保険
障害(補償)給付請求書

★**労災患者・事業主が記入**

① 労働保険番号	フリガナ	④ 負傷又は発病年月日
府県 所掌 管轄 支部番号 枝番号	氏名 (男・女)	年 月 日
② 労働者番号	生年月日(歳)	年 月 日
管轄局 種別	フリガナ	年 月 日
③ 災害の原因及び発生状況	労働者番号	年 月 日
⑤ 厚生年金保険等の受給関係	所属事業場名称・所在地	⑦ 平均賃金
⑥ 障害の部位及び程度	⑧ 障害又は発病年月日	年 月 日
⑨ 障害の状態及びX P等の所見	⑨ 平均賃金	年 月 日

労働者災害補償保険
診断書

障害(補償)等給付請求用

氏名	生年月日	年 月 日
傷病名	負傷又は発病年月日	年 月 日
障害の部位	初診年月日	年 月 日
既往症	治癒(症状固定)年月日	年 月 日
既往症	既存障害	
主な療養内容及び経過	★ 担当医師証明	
障害の状態及びX P等の所見	(図で示すことができるものは図解して下さい。)	
労災保険制度の アフターケアの 必要性	有	(有無のいずれかに○をしてください。 なお、アフターケアの対象となるケガや病気は定められており、一定の障害等級などを対象者の要件としています。)
関節の機能障害の 有無	有	(有無のいずれかに○をしてください。 なお、有の場合は裏面の「上下肢等関節角度測定表」に測定結果を記載して下さい。)
〒	電話()	
上記のとおり診断します。	所在地	
年 月 日	名称	
	診断担当者 氏名	

(裏面あり)

概要

業務または通勤が原因となった負傷や疾病が治癒(症状固定)したとき身体に一定の障害が残った場合には、障害(補償)給付が支給される

残存障害が障害等級に該当するとき、その障害の程度に応じて支給

文書料

取扱料として正本1部につき4,000円をレセプト請求可能

注意

残存する障害を漏れなく記入

算定に係る留意事項

査定事例

(1) 当初傷病以外の傷病を含むもの

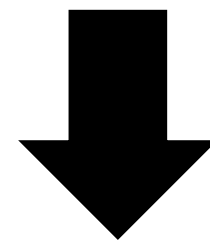
労災での給付対象は、業務(通勤)災害による傷病のみ

「当初の傷病」及び「その傷病や業務(通勤)災害」に関連しない傷病

私病 や 基礎疾患

は給付対象とならない

「当初の傷病」及び「その傷病や業務（通勤）災害」
に関連すると判断される傷病を追加する場合
は・・・



症状詳記・病状説明に、傷病名を追加する経緯や
判断の理由などコメントを記載する

(2) 査定事例

- ① 私病・当初の傷病と追加傷病に医学的な因果関係が認められないものについての診療費を請求されたもの
- ② 対応する傷病名がないもの
- ③ その他

傷病名	追加傷病	査定項目	査定状況
外傷性頸部症候群	腰部脊柱管狭窄症	リマプロストアルファデクス錠の処方	当初傷病と追加傷病に医学的な因果関係が認められないとして署の調査により査定。 (主治医意見書で否定)
第3腰椎圧迫骨折	骨粗しょう症	骨粗しょう症治療薬の処方	私病に関する傷病名および処方を誤請求されたものであることが照会回答により判明したため査定。
左膝打撲傷	意識障害	頭部CT、脳波検査、抗てんかん薬の処方	意識障害は私病(症候性てんかん)が原因のため認められないとして署の調査により査定。
右前額部切創 右前額創部化膿	慢性胃炎	特定疾患処方管理加算	投薬による胃炎に対する薬剤処方のための「慢性胃炎」と推測される。 一般的な薬剤と考えられる範囲のものについては算定可。 但し、特定疾患処方管理加算については、労災における主病ではないため、査定。 なお、一般的な薬剤とは認められないものについては査定の可能性あり。
右橈骨遠位端骨折		骨塩定量検査	検査に対応する傷病名・コメントなし。骨折の治療上の必要性が認められず査定。
胸椎圧迫骨折		脳性Na利尿ペプチド(BNP)検査	検査に対応する傷病名・コメントなく査定。
左膝前十字靭帯損傷		腰椎X-P	検査に対応する傷病名・コメントなく査定。
左足関節内骨折		術前検査としてHbA1c、心臓超音波検査(経胸壁心エコー法)	術前検査として一括で行うことは不可として査定。必要とした理由についてのコメントが必要。
針刺し事故による C型肝炎ウイルス感染疑い		HBs抗原定性・半定量検査	針刺し事故に伴う検査については、ウイルスに汚染された血液と接触した場合に限られるため、それ以外のウイルス検査については査定。
左肩関節脱臼		療養の給付請求書取扱料(2,000円)	転医始診のため査定。様式第6号を取り扱った場合は算定できない。
頸椎捻挫		ロコアテープの処方	頸椎捻挫は適応外のため査定。
右殿部刺創		創傷処置(100cm ² 未満)78点→52点	処置部位は四肢加算の対象部位ではないため、四肢加算を査定。
右足関節外果骨折		運動器リハビリテーション料 (13単位を超えた部分)	標準的算定日数(150日)を超え、さらに1月13単位を超えて行っているにもかかわらず、医学的所見の記載なし。労災リハビリテーション評価計画書の添付なし。13単位を超えた部分を査定。